

令和6年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

---

議事日程

令和6年11月29日（金曜日）午前9時14分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸報告  
日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第5 第51号議案 幸田町個人情報保護に関する法律施行条例等の一部改正について  
第52号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について  
第53号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について  
第54号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について  
第55号議案 岡崎市額田郡模範造林組合の解散について  
第56号議案 岡崎市額田郡模範造林組合規約の変更について  
第57号議案 岡崎市額田郡模範造林組合の解散に伴う財産処分について  
第58号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第4号）  
第59号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）  
第60号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
第61号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
第62号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬敦君	副町長	大竹広行君
教育長	池田和博君	企画部長	内田守君
総務部長	林保克君	参事（税務担当）	稲熊公孝君
住民こども部長	三浦正義君	健康福祉部長	山本晴彦君

参事(健康保健担当) 金澤一徳君 環境経済部長 大熊隆之君  
建設部長 鳥居靖久君 上下水道部長 齋藤啓一君  
消 防 長 山本秀幸君 教育部長 菅沼秀浩君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名  
局 長 大須賀 龍二 君

---

○議長(藤江 徹君) 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、感謝状の伝達と町長からの感謝状の贈呈を行います。

去る10月21日、14番 丸山千代子君が町議会議員として通算35年以上在職し、地方自治の発展に功労されたことにより、総務大臣から感謝状が贈呈されました。ただいまから、その伝達を行います。

丸山議員、発言台前まで、お願いいたします。

(丸山議員 発言台前へ移動)

○議長(藤江 徹君) 感謝状

愛知県幸田町 丸山千代子殿

あなたは35年以上の長きにわたり町議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって、ここに、深く感謝の意を表します。

令和6年10月21日

総務大臣 村上誠一郎 代読

おめでとうございます。

席へお戻りください。

(議長から丸山議員へ感謝状と記念品を渡す)

(丸山議員 自席へ戻る)

○議長(藤江 徹君) 続きまして、この感謝状が贈呈されたことに対し、町長から感謝状が贈呈されます。

丸山議員、町長、発言台前までお願いいたします。

(町長・丸山議員 発言台前へ移動)

○町長(成瀬 敦君) 感謝状

幸田町議会議員 丸山千代子様

あなたは多年にわたり幸田町議会議員として町政の発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に多大であります。よって、ここに感謝の意を表します。

令和6年11月29日

幸田町長 成瀬敦

大変ありがとうございました。

(町長から丸山議員へ感謝状と記念品を渡す)

(町長・丸山議員 自席へ戻る)

○議長(藤江 徹君) ここに、丸山議員が町議会議員として、長年にわたり在職され、地

方自治の発展に顕著な功労があったと認められ、総務大臣感謝状を受けられたことに対し、議会を代表して心からお祝いを申し上げますとともに、長年の御苦勞に対しまして深く敬意を表したいと存じます。

どうか丸山議員におかれましては、ますます御自愛の上、一層の御活躍を賜りますよう、切にお願い申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。大変、おめでとうございました。

続きまして、町長からお祝いの言葉をいただきます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、藤江議長様から丸山議員に対しまして祝意が述べられましたから、私からも一言お祝いを申し上げます。

丸山議員におかれましては、このたび、総務大臣感謝状を受けられたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

昭和58年に初当選され、副議長、各委員会委員長などを歴任され、通算35年猶予にわたり本町の発展、住民福祉の向上に御尽力いただきました。心から敬意を表するとともに、感謝を申し上げます。

今後くれぐれも健康に御留意の上、ますますの御活躍をお祈りいたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

誠におめでとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、14番、丸山千代子君から発言の申出がありましたので、よろしく願いいたします。

14番、丸山君。

〔14番 丸山千代子君 登壇〕

○14番（丸山千代子君） 先ほどは議長並びに町長から表彰を受け、本当にありがとうございます。

私が長年やってこれましたのも、町長さんをはじめ職員の皆さん方、そして町民の皆様の支えによって頑張ってまいりました。また、議会の皆様にも本当にお世話になってまいりました。また、家族にも支えられて、35年以上ということで頑張らせていただきましたが、これからも自分の職責を全うしながら、そして住民の福祉、そして住みやすいまちづくりに向けてさらに頑張りたいというふうに思っております。

本当にありがとうございました。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 以上で、感謝状の伝達、贈呈を終わります。

改めまして、皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和6年第4回幸田町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、諮問案件1件、単行

議案 7 件、補正予算 5 件、合わせて 13 件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の増進のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

朝夕はめっきり寒くなり、冬が駆け足で近づいているように感じる今日この頃であります。

皆様には、くれぐれも御自愛くださいまして、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

お諮りします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影されます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

今年は、例年に比べ、暖かい日が続いておりましたが、落ち葉が北風に舞うようになり、寒さも身にしみるようになってまいりました。

本日、ここに、令和 6 年第 4 回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても、御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、人事議案が 1 件、単行議案 7 件、補正予算 5 件、合わせて 13 件でございます。

後ほど、提案理由とその概要につきましては説明させていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において、重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、一般質問につきましては、8 名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の町政を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意を持って対応をいたします。よろしくお願い申し上げます。

ここで、1 点御報告を申し上げます。

来週、12 月 7 日土曜日に、愛・地球博記念公園におきまして、愛知万博メモリアル第 17 回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が開催されます。幸田町も町村の部に参加しておりますが、昨年は第 2 位という輝かしい成績を上げていただきました。9 名の選手には、さらなる高みを目指して頑張っていただきたいと思います。当日は、東海テレビで

中継されますので、ぜひ応援をお願いいたします。

最後に、報告資料の御案内です。

去る11月1日にアイリス愛知で開催されました愛知県町村会定期総会、7日に新霞が関ビルで開催されました中部国道協会促進大会、同日にシェーンバッハ・サボーで開催されました都市基盤整備事業推進大会、11日には財務省で要望をいたしました矢作川南部地域（西尾市、幸田町）農業農村整備事業に関する要請、同日にシェーンバッハ・サボーで開催されました災害復旧促進全国大会、12日にはこども家庭庁、文部科学省及び厚生労働省で、医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワークの加入団体として要望をいたしました。医療的ケア児者の支援施策に関する重点要望、同日にシェーンバッハ・サボーで開催されました治水事業促進全国大会、そして、14日にシェーンバッハ・サボーで開催されました全国治水砂防促進大会、同日には茨城県下妻市立総合体育館で開催されました第12回全国道の駅シンポジウム in 下妻、20日にはNHKホールで開催されました全国町村長大会の資料について、本日、お手元に配付させていただきましたので、御覧いただきますようお願いいたします。

なお、11月26日に砂防会館で開催されました安全・安心の道づくりを求める全国大会の資料につきましては、現在、印刷準備を進めているところでありますので、お時間をいただき、後日配付をいたします。よろしく申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶といたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。2件ございます。

1件目は、先ほどの町長の挨拶にもございましたように、愛知県町村会第77回定期総会抜粋資料をはじめ、10件の報告資料をお手元に配付させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

もう1点ございます。さきにお配りをいたしました令和6年第4回幸田町議会定例会議案関係資料でございますが、諮問第1号議案に係る部分につき修正が生じました。本日、正誤表と差替え資料をお手元にお配りさせていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

なお、理由といたしましては、人権擁護委員の御逝去によるためでございます。

以上でございます。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ただいまから、令和6年第4回幸田町議会定例会を開会します。

開会 午前 9時14分

○議長（藤江 徹君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた

理事者は、お手元に配付のとおりですから御了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時15分

- 議長（藤江 徹君） 議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第1

- 議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 長谷川 進君及び6番 岩本知帆君を指名いたします。

---

日程第2

- 議長（藤江 徹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日11月29日から12月18日までの20日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

- 議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日11月29日から12月18日までの20日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願います。

---

日程第3

- 議長（藤江 徹君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査4件及び定期監査2件であります。これは、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付のとおり、陳情が3件であります。

これは、会議規則第92条の規定により、陳情第13号を総務教育委員会に、陳情第14号を福祉産業建設委員会に、陳情第15号を議会運営委員会に付託いたします。

次に、常任委員会の閉会中の行政施策報告は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います

これで、諸報告を終わります。

---

日程第4

- 議長（藤江 徹君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の1ページをお開きください。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

議案関係資料は、1ページから3ページでありますので、併せて御覧ください。

今回、小野浩史委員及び志賀葉月委員の2名が、令和7年3月31日をもって任期満了となることから、その後任者を推薦する必要があります。

議案書2ページを御覧ください。

住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございますが、新たに成瀬千恵子氏61歳及び大嶽宏美氏66歳を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

任期は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間であります。

成瀬氏につきましては、幸田町職員として長年にわたり御活躍をされ、行政経験も豊富であります。

大嶽氏につきましては、高校教諭として幸田高等学校などで長年にわたり御活躍をされました。

お二方とも、何事にも熱心で積極的に取り組まれており、人格も高潔で人柄もよく、地域からの信望も厚いことから、人権擁護委員として推薦するものであります。

以上、人事議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

御審議の上、御答申を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願い致します。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、諮問第1号の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） なしと認め、以上で諮問第1号の質疑を打ち切ります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、ただいま議題となっております諮問第1号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、原案に異議なき旨、答申するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

したがって、諮問第1号は、原案に異議なき旨、答申することに決定しました。



#### 日程第5

○議長(藤江 徹君) 日程第5、第51号議案から第62号議案までの12件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) それでは、単行議案第51号議案から第57号議案までの7件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書3ページをお開きください。

第51号議案 幸田町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正についてであります。

議案関係資料は、4ページから10ページまででありますので、併せて御覧ください。

改正の理由につきましては、令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、自由刑のうち懲役及び禁錮が拘禁刑に一本化されることに伴い、条例の規定中「懲役」、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものであり、関連する幸田町個人情報の保護に関する法律施行条例、幸田町職員の給与に関する条例、幸田町消防団条例及び幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、一括にて説明するものであります。

「懲役」と「禁錮」の違いといたしましては、刑務作業が義務づけられているか否かという点にあります。実際、禁錮の受刑者も許可を受ければ刑務作業を行うことがで

きるため、「懲役」と「禁錮」を分ける意味が乏しくなっていました。

このことを踏まえ、改正後の刑法では「懲役」と「禁錮」を「拘禁刑」に一本化した上で、目的を「改善更生」とし、作業を行わせるだけでなく必要な指導も行うことで「受刑者の特性に応じ、作業と指導とをベストミックスした柔軟な処遇をすることができるようにする」ことが可能となるものであります。

また、条例で罰則を規定、改正する際には、地方検察庁の検察官の意見を聞くことが必要とされ、令和6年8月8日に名古屋地方検察庁に条例改正案等を事前資料として提示し、令和6年9月11日に「意見なし」の回答を得ております。

施行期日につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行期日と合わせ、令和7年6月1日であります。

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

第52号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止についてであります。

議案関係資料は、11ページでありますので、併せて御覧ください。

条例の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、町民生活を支援し、並びに地域経済の回復及び活性化に資するために行う事業に要する経費の財源に充てるために設置した新型コロナウイルス感染症対策基金の管理及び処分に関し、必要な事項について定めているものでございます。

本条例の廃止理由といたしましては、対象事業が完了する見込みとなったことに伴い、基金の役割が終了するためであります。

施行期日につきましては、令和7年4月1日であります。

基金につきましては、出納整理期間を持たないため、会計年度末日である3月31日をもって整理を行うものとなります。

基金の用途でございますが、本基金は令和2年6月に設置されまして、令和3年度から令和6年度にかけて各種の新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として使用しておりましたが、本年度をもってこれら感染症対策事業は終了することとなります。

続きまして、議案書7ページをお開きください。

第53号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、12ページから14ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、コンビニエンスストアに係る交付手数料を減額することで、コンビニエンスストア交付の利用を促進し、町民サービスの向上を図ることに伴い、必要があるからであります。

議案書8ページを御覧ください。

改正の概要につきましては、コンビニエンスストア交付対象である住民票の写しをはじめ、5つの証明書の発行に関する手数料を、現在の200円から100円に変更するものであります。

これにより、役場窓口における業務の軽減や混雑の緩和を図り、よりきめ細かな窓口サービスを進めてまいります。

なお、コンビニエンスストア交付のうち、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定められる、「戸籍謄本」等戸籍証明書の交付に関する手数料450円につきましては変更ありません。

施行期日につきましては、令和7年3月1日であります。

続きまして、議案書11ページをお開きください。

第54号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては、15ページから20ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い、必要があるからであります。

本条例で引用している水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、資格要件の緩和等の改正を行うものであります。

施行期日につきましては、令和7年4月1日であります。

議案書15ページをお開きください。

第55号議案 岡崎市額田郡模範造林組合の解散についてであります。

議案関係資料は、21ページ及び22ページでありますので、併せて御覧ください。

地方自治法第288条の規定により、岡崎市額田郡模範造林組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議するものでございます。

続きまして、議案書17ページをお開きください。

第56号議案 岡崎市額田郡模範造林組合規約の変更についてであります。

議案関係資料は、23ページ及び24ページでありますので、併せて御覧ください。

岡崎市額田郡模範造林組合の解散に伴う事務の承継団体及び決算審査並びに決算の認定を行う団体を明記する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定により、岡崎市額田郡模範造林組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するものでございます。

施行期日につきましては、愛知県知事の許可のあった日であります。

続きまして、議案書19ページをお開きください。

第57号議案 岡崎市額田郡模範造林組合の解散に伴う財産処分についてであります。

議案関係資料は、25ページでありますので、併せて御覧ください。

地方自治法第289条の規定により、岡崎市額田郡模範造林組合の解散に伴う財産処分について、関係地方公共団体と協議するものでございます。

以上、第51号議案から第57号議案までの単行議案についての提案理由の説明をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、補正予算関係につきまして、説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。

補正予算関係につきましては、第58号議案から第62号議案までの5件であります。

初めに、第58号議案令和6年度幸田町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

また、議案関係資料は、26ページから31ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,022万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ213億6,669万5,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページを御覧ください。

10款町税につきましては、個人町民税所得割におきまして、町民税を算定する際の給与所得金額が想定より増加したことにより、追加するものであります。

また、法人町民税法人税割におきまして、自動車関連企業の業績が好調であり増益が見込まれるため、追加するものであります。

55款国庫支出金、10項国庫負担金につきましては、児童福祉費負担金におきまして、令和5年度児童手当交付金交付額の確定を受けまして、過年度分児童手当負担金を追加するものであります。

15項国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

これは、去る令和5年12月定例会におきまして、物価高騰対応重点支援事業として予算の新規計上をお認めいただきました、住民税の非課税世帯等に対し、1世帯当たり7万円を給付する事業に対する交付金であります。

国の制度設計の関係上、この給付金に対する受給者からの確認書の受付及び申請の期限につきましては、令和6年4月30日までとされたことから、年度内の給付が未了となることが見込まれた100件分の給付に必要な経費704万円を限度額としまして、令和6年3月定例会におきまして繰越しをお認めいただき取り組んできたものであります。今回給付額が確定したことから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として新規計上するものであります。

60款県支出金、10項県負担金につきましては、先ほどの55款国庫支出金、10項国庫負担金と同様に、令和5年度児童手当交付金交付額の確定を受けまして、過年度分児童手当負担金を追加するものであります。

15項県補助金につきましては、元気な愛知の市町村づくり補助金を追加するものであります。

元気な愛知の市町村づくり補助金につきましては、市町村等が行う先進的な新規事業やデジタル化・DXを推進するための新規事業に対して交付されるものでありまして、このほど企画一般事業におけるデマンド型交通運営費等、企業立地一般事業における坂崎コミュニティライド委託料及び地域支援事業におけるデジタル化タクシー料金助成事業支援業務委託料について、令和6年9月に交付決定通知があったことから、各事業の

財源として追加するものであります。

65款財産収入につきましては、歳出でも説明いたしますが、財政調整基金利子、教育施設整備基金利子、都市施設整備基金利子及び新型コロナウイルス感染症対策基金利子におきまして、当初予算において利率を0.1%で見積もっておりましたところ、0.125%から0.3%までで預け入れさせたことにより、財政調整基金利子、教育施設整備基金利子、都市施設整備基金利子、新型コロナウイルス感染症対策基金利子をそれぞれ追加するものであります。

75款繰入金、10項基金繰入金、10目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

50目新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきまして、さきの第52号議案でもございましたが、対象事業が完了する見込みから基金の役割が終了することにより、残りの全額と利子分を追加し、商工業振興事業における生活応援チケット発行事業運営業務の財源として、充当をするものでございます。

補正予算書12ページを御覧ください。

85款諸収入につきましては、デジタル基盤改革支援補助金を追加するものであります。

これは、戸籍住民基本台帳一般事業における住所の方書変更に伴うシステム改修委託業務について、地方公共団体情報システム機構が交付を行うデジタル基盤改革支援補助金について、令和6年8月に交付決定通知があったことから、この取組の財源として追加するものであります。

次に、収入印紙売捌手数料及び収入印紙売捌代金につきましては、この後、歳出でも説明いたしますが、パスポートの申請に必要な収入印紙について販売金額が増加していることから、それぞれ追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書14ページを御覧ください。

まずは、会計年度任用職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その内容といたしましては、20ページの補正予算給与費明細書のとおりであります。

それでは、初めに、15款総務費、10項総務管理費、10目一般管理費につきましては、一般管理一般事業におきまして、人事給与システム改修委託料を新規計上するものであります。

これは、さきの令和6年第3回定例会において、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について議決をいただきましたことに伴い、施行期日が令和7年4月1日であることから、システム改修を行うものであります。

15目財政管理費につきましては、財政管理事業におきまして、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金を追加するものであります。

これは歳入でも説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症対策基金利子分をそのまま基金へ積立てを行うものとなります。

20目会計管理費につきましては、会計管理事業におきまして、パスポート申請用収

入印紙代を追加するものであります。

歳入でも説明をいたしました。が、パスポート申請に必要な収入印紙につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、販売金額が増加していること、また、令和7年3月24日から料金改定が予定されており、駆け込み需要が見込まれることから、追加購入を必要とするものであります。

33目新生児特別給付金給付事業費につきましては、新生児特別給付金給付事業におきまして、新生児特別給付金を減額するものであります。

これは、令和5年度に実施しました新生児1人につき5万円を給付する新生児特別給付金給付事業におきまして、年度内の申請ができず、給付金を受け取ることができなかった方を救済するため、令和6年度当初予算において70人分を計上しておりましたところ、23人の申請があったことから、不用となる47人分の給付金を減額するものであります。

40目企画費につきましては、企画一般事業におきまして、ラリー三河湾運営事業委託料を新規計上するものであります。

これは、令和6年3月にも行われました、ラリー三河湾における幸田会場設営委託料でありまして、当初の予算作成段階においては、コース及び運営方法が未確定でありまして計上しておりませんでした。が、このたび、コース案が示され、幸田会場におきましては幸田町が運営することとなり、新規計上するものであります。

同じく企画一般事業及び企業立地一般事業におきまして、歳入で説明いたしました財源であります県支出金の追加に伴い、その財源を一般財源から特定財源に更正するものであります。

20項戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民基本台帳一般事業におきまして、これにつきましても歳入で説明しました財源であります諸収入の追加に伴い、その財源を一般財源から特定財源に更正するものであります。

20款民生費、10項社会福祉費、15目老人福祉費につきましては、介護予防生活支援事業におきまして、難聴高齢者補聴器購入費助成事業扶助費を新規計上するものであります。

これは、先日の福祉産業建設委員協議会でも説明をさせていただきましたが、身体障害者手帳の交付対象とならない65歳以上の難聴者に対し、補聴器購入費用の一部を助成することにより、日常生活上の支障がある高齢者の社会参加等を支援するものであります。

町内での要望が高まっていること、県内市町村においても既にこの扶助費を実施していることから、今回新規計上するものであります。

次に、介護保険事業におきまして、会計年度任用職員の報酬、共済費、費用弁償についてそれぞれ追加するものであります。

これは、育児休業を取得している職員の代替として、会計年度任用職員の人件費を計上するものであります。

同じく、介護保険事業におきまして、介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。

これは、介護保険サービスの利用件数が当初見込みより増加したことに伴い、介護保険特別会計への繰出金を追加するものであります。

次に、地域支援事業におきまして、高齢者タクシー利用扶助費を追加するものであります。

これは、80歳以上で運転免許証を持たない方に初乗り運賃に加え1,000円までの助成を1回とし、16回分を給付するものであります。当初予算見込みより利用件数が増加したことにより、年度内で扶助費が不足することが見込まれるため、追加するものであります。

同じく、地域支援事業におきまして、歳入で説明しました財源であります県支出金の追加に伴い、その財源を一般財源から特定財源に更正するものであります。

補正予算書16ページを御覧ください。

20目社会福祉施設費につきましては、高齢者デイサービス運営事業におきまして、会計年度任用職員費用弁償を追加するものであります。

これは、会計年度任用職員の年度途中の交代に伴い、通勤距離が異なるため、その不足分を追加するものであります。

次に、地域活動支援センター管理運営事業におきまして、接触ばつ気槽漏水改修工事請負費を新規計上するものであります。

これは、障害者地域活動支援センターの浄化槽のひび割れから汚水が外部へ染み出ていることが点検の際に確認されたことを受けまして、早急に対処を行うものであります。

15項児童福祉費、15目児童措置費につきましては、児童手当等支給事業におきまして、児童手当交付金の令和5年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金を追加するものであります。

同じく、認定こども園等支援事業におきまして、子どものための教育・保育給付交付金等の令和5年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金を追加するものであります。

25款衛生費、10項保健衛生費、10目保健衛生総務費につきましては、救急医療対策事業におきまして、救急医療対策事業費負担金（夜間診療所運営維持加算分）を追加するものであります。

岡崎市医師会の夜間診療所におきましては、岡崎市と幸田町で運営を負担しておりますが、コロナ禍以降受診する医療機関の人の流れが変わったことが影響し、夜間診療所への受診者が少なくなりました。しかしながら、受診者減少においても開所しておく必要があり、運営維持のため加算分を必要とするものであります。

15目予防費につきましては、予防接種事業におきまして、感染症予防事業費等国庫補助金の令和5年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の令和5年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の令和5年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金をそれぞれ追加するものであります。

次に、健康増進法保健事業におきまして、疾病予防対策事業費国庫補助金の令和5年

度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金を追加するものであります。

20目母子衛生費につきましては、母子保健事業におきまして、出産・子育て応援交付金の令和5年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金を追加するものであります。

40款商工費につきましては、商工業振興事業におきまして、歳入で説明しました財源であります繰入金の追加に伴い、その財源を一般財源から特定財源に更正するものであります。

補正予算書の18ページを御覧ください。

45款土木費、15項道路橋梁費、15目道路維持費につきましては、道路維持修繕事業におきまして、道路補修資材及び交通安全対策資材購入費を追加するものであります。

これは、町内道路の維持補修に当たり、各区の要望等の処理件数が増加したことにより、舗装穴埋め剤等の原材料費に不足が生じたため追加するものであります。

25項都市計画費につきましては、都市計画総務一般事業におきまして、都市施設整備基金積立金を追加するものであります。

これは、歳入でも説明いたしましたが、都市施設整備基金利子分をそのまま基金へ積立てを行うものであります。

55款教育費、10項教育総務費、15目事務局費につきましては、事務局一般事業におきまして、教育施設整備基金積立金を追加するものであります。

これにつきましても、歳入で説明いたしましたが、教育施設整備基金利子分をそのまま基金へ積立てを行うものであります。

20目幼児教育奨励費につきましては、私立幼稚園等教育振興事業におきまして、私立幼稚園授業料等軽減補助金の令和5年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金を追加するものであります。

25項社会教育費につきましては、公民館管理運営事業におきまして、会計年度任用職員報酬を追加するものであります。

これは、最低賃金の改定に伴い報酬を増額したことによりまして、報酬額が不足する見込みのため、追加するものであります。

65款公債費につきましては、町債利子償還事業におきまして、町債利子償還金を追加するものであります。

繰越事業における財政融資資金の借入れにつきましては、事業完了後から3か月以内に行うこととされていますが、事業が早期完了した案件について、令和6年9月に借入れを行ったことにより、新たに令和7年3月に利子分を償還する必要が生じたためであります。

70款諸支出金につきましては、財政調整基金積立事業におきまして、財政調整基金積立金を追加するものであります。

これにつきましても、歳入で説明をいたしましたが、財政調整基金利子分をそのまま基金へ積立てを行うものであります。

以上が、令和6年度幸田町一般会計補正予算（第4号）の概要説明でございます。

次に、第59号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書は21ページを御覧ください。

また、議案関係資料は、26ページ及び32ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3,898万6,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

まず、歳入の補正内容につきまして、説明させていただきます。

補正予算説明書30ページを御覧ください。

10款財産収入につきましては、先ほどの一般会計でもございましたが、土地開発基金の利子におきまして、当初予算において利率を0.1%で見積もっておりましたところ、0.125%から0.3%まで預け入れされたことによりまして、土地開発基金利子を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書32ページを御覧ください。

15款諸支出金につきましては、土地開発基金繰出事業におきまして、土地開発基金繰出金を追加するものであります。

これは、歳入での土地開発基金利子分をそのまま土地開発基金に繰り出すものであります。

以上が、令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）の概要説明であります。

次に、第60号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書35ページを御覧ください。

また、議案関係資料は、26ページ及び33ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入予算の総額を、歳入歳出それぞれ32億5,637万1,000円とするものでございます。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は44ページから御覧ください。

37款財産収入につきましては、先ほどの一般会計でもございましたが、財政調整基金の利子におきまして、当初予算において利率を0.1%で見積もっておりましたところ、0.125%から0.3%まで預け入れされたことによりまして、財政調整基金利子を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は46ページから御覧ください。

32款基金積立金につきましては、国民健康保険財政調整基金積立事業におきまして、財政調整基金積立金を追加するものであります。

これは、歳入での財政調整基金利子分をそのまま国民健康保険財政調整基金に積立てを行うものとなります。

以上が、令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要説明であります。

次に、第61号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書49ページを御覧いただきたいと思っております。

また、議案関係資料は、26ページ、34ページ及び35ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ4,071万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ26億1,416万5,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は58ページからを御覧ください。

25款支払基金交付金につきましては、介護給付費の見込みによりまして、介護給付費支払基金交付金を追加するものであります。

30款の県支出金につきましても、歳出事業費の見込みによりまして、介護給付費負担金を追加するものであります。

40款繰入金、10項一般会計繰入金におきましても、歳出事業費の見込みによりまして、介護給付費繰入金を追加するものであります。

15款基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金を追加し、収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をいたします。

補正予算説明書は60ページを御覧ください。

15款保険給付費につきましては、各事業費の見込みの状況を踏まえまして、10項介護サービス等諸費におきましては、地域密着型介護サービス給付費を追加するものであります。

15項介護予防サービス等諸費におきましては、介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画給付費、地域密着型介護予防サービス等給付費をそれぞれ追加するものであります。

35款地域支援事業費につきましても、各事業費の見込みの状況により、20項介護予防・生活支援サービス事業費におきまして、介護予防ケアマネジメント事業給付費を追加するものであります。

40項その他諸費につきましては、審査支払手数料を追加するものであります。

以上が、令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要説明でありま

す。

次に、第62号議案 令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の63ページを御覧ください。

また、議案関係資料は、26ページ及び36ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条「総則」であります、「令和6年度幸田町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。」として、以下、地方公営企業法施行令に基づき作成した予算につきまして、補正予算に係る事項を記載しております。

第2条「特例的収入及び支出」につきましては、令和6年度幸田町下水道事業会計予算第4条の2中の「未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,239万2,000円及び9,477万6,000円である。」を「未収金及び未払い金の金額は、それぞれ1,271万5,000円及び5,094万9,000円である。」に改めるものであります。

これにつきましては、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定に基づき、令和5年度決算により、未収金と未払金の額が確定しましたので、改めるものであります。

また、補正予算説明書につきましては、令和5年度決算に伴い、先ほどの第2条の未収金及び未払金の金額を改めたことによりまして、65ページの令和6年度幸田町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、66ページ及び67ページの令和6年度幸田町下水道事業予定貸借対照表、68ページ及び69ページの令和6年度幸田町下水道事業開始貸借対照表、並びに70ページから72ページまでの「注記」を改めております。

以上が、令和6年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）の概要説明であります。以上で、補正予算の概要の説明をさせていただきました。

どうぞよろしく願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

質疑をされる議員は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いいたします。

次回は、12月3日火曜日の午前9時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日、午前10時10分から第1委員会室で開催しますので、委員は御出席をお願いいたします。

以上であります。

本日は、これで散会といたします。

散会 午前 9時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和6年11月29日

議 長

議 員

議 員